

所得税・住民税	
内容	納税者本人又は控除対象配偶者・扶養親族が障がいのある方の場合、所得税及び住民税を課税する際に、一定の金額が控除されます。また、障がいのある方の合計所得金額が125万円以下の場合、住民税が非課税となります。
対象者	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がいのある方 ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方…特別障害者控除 ②①以外の障害者手帳所持者…障害者控除
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・認印
窓口	所得税：新城税務署 0536-22-2141 住民税：税務会計課 76-1814

自動車税・自動車取得税	
内容	障害者手帳をお持ちの方、または生計を一緒にする家族などが所有する自家用車の自動車税及び自動車取得税が減免されます。障がいのある方一人につき1台までです。また、使用状況などにより対象外となる場合もあります。
対象者	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がいのある方 ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②①以外でも対象になる場合があります。
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・認印
窓口	自動車税及び自動車取得税： 東三河県税事務所 0532-54-5111 新城駐在室 0536-23-2111 軽自動車税：税務会計課 76-1814